高齢者福祉サービスのお知らせ

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、65歳以上の方に対し様々なサービスを行っています。

サービスを利用するには

高齢者福祉サービスを利用するには、書類による申請が必要になります。事前にご確認ください。

申請用紙等は保健センターや大磯町地域包括支援センターに用意してあるほか、町ホームページからもダウンロードすることができます。

サービスの主な内容

紙おむつ購入費助成

在宅で生活し、常時紙おむつを使用している方に対し、紙おむつ購入費の一部を助成します。

▼**対象者**　次のすべてに該当する方

・要介護4または5の認定を受けている

・市町村民税が本人非課税

・常時紙おむつが必要

▼**内　容**　年間4万円を限度に助成券を交付します。

※申請は6月からです

緊急通報サービス

ひとり暮らしの方等に緊急通報装置を貸し出します。緊急時には、ペンダント型発信機と人感センサーにより、管理センターに通報されます。また、定期的な状態確認や相談等も行っています。

▼**対象者**　ひとり暮らしの方、日中ひとりで過ごされている方

▼**利用料**　1月あたり800円

（非課税世帯減免制度あり）

配食見守りサービス

ひとり暮らし等で見守りが必要な方に、お弁当の配達により安否確認を行います。1日1食（昼または夕）週5日まで利用できます。

▼**対象者**　ひとり暮らしの方、高齢者世帯の方

▼**利用料**　1食あたり500円

（非課税世帯減免制度あり）

訪問理美容出張費助成

在宅で寝たきり等の理由で理美容院に行けない方に、自宅で理美容サービスを利用するための出張費を助成します。

▼**対象者**　次のいずれかに該当する方

・要介護4または5の認定を受けている

・障害程度区分が1・2級

▼**内　容**　年間6,000円を限度に助成券を交付します。

軽度生活支援サービス

一時的な体調不良や退院直後の回復期など、日常生活に支障がある方に、回復するまでの短期間、日常生活の支援を行ないます。

▼**対象者**　ひとり暮らしの方、高齢者世帯の方、日中ひとりで過ごされている方

▼**利用料**　1時間あたり600円

（非課税世帯減免制度あり）

▼**内　容**　1日2時間以内で月10日を限度に、外出時や食事、洗濯、掃除の援助を行います。

介護タクシー利用助成

常時車いすを利用している方で、公共交通機関を利用することが困難な方に、介護タクシー利用助成券を交付します。

▼**対象者**　次のすべてに該当する方

・要介護認定を受けている

・常時車いすを利用している

・当該年度において在宅障害者タクシー利用助成を受けていない

▼**内　容**　年間36,000円分を限度に助成券を交付します。

介護者支援はりきゅうマッサージ助成

重度の要介護者を自宅で介護している主な介護者に対し、身体的負担の軽減を図るために出張マッサージ等費用の助成を行います。

▼**対象者**　次のすべてに該当する方

・要介護4・5の方を自宅で介護している方

・要介護認定を受けている方と生計を一にしている方

・重度の要介護者が福祉用具貸与、住宅改修、福祉用具購入以外のサービスを利用していない方

▼**内　容**　年間36,000円を上限に助成券を交付します。

◎**問い合わせ**　保険福祉課

☎内線302

ひとり親家庭等に助成金を支給

ひとり親家庭等で、平成23年4月に小学校・中学校・高等学校に入学した児童を養育している方には助成金が支給されますので、申請してください。

※所得制限があります。

▼**対象者**

ひとり親家庭等で、平成23年4月1日現在、大磯町に6か月以上居住し、住民基本台帳に登録されている児童（ただし、生活保護受給者や施設入所者等は対象となりません）を養育している父・母・養育者の方

▼**助成金**

児童1人につき3万円

▼**申請方法**

5月9日（月）～5月31日（火）の間に、申請書と必要書類を提出してください。

▼**申請に必要なもの**

・申請者の預金口座番号（ゆうちょ銀行の場合は振込用の「店名・預金種目・口座番号」が必要です）

・高等学校入学の場合は、在学を証明できるもの（学生証等）

・印鑑（認印）

所得制限限度額等、詳細はお問い合わせください。

◎**問い合わせ**

子育て支援室　☎内線318